

ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域住民やボランティア、福祉団体等が主体となり、高齢者や障がい者、子育ての当事者、乳幼児等地域に居住する誰もが地域で孤立しないよう、気軽に集えるふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）を開設し、地域住民の交流・社会参加と仲間づくりを図るとともに、住民同士が支え合う関係性を広げることで、明るく住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施にあたっては、伊勢市内の自治会、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア等地域住民、福祉団体、その他のこの事業に理解と熱意のある者が主体で運営し、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が協力し、事業の推進を図るものとする。

（事業を実施する場所）

第3条 サロンは概ね自治会に1つとし、事業を実施する場所は、地域の公共施設、民家、事業所・店舗等の空きスペース等とする。

（対象者）

第4条 サロンは、地域住民のつながりを目的とした特定の趣味活動に偏らない地域の誰もが参加できる『集いの場』であり、参加者には次の各号のいずれかを含むものとする。

- （1）地域に居住する高齢者（65歳以上の高齢者）
- （2）地域に居住する就学前の子どもとその保護者
- （3）地域に居住する障がい者
- （4）社会的孤立の状態にある人等
- （5）その他社協会長が必要と認める者

（事業助成）

第5条 社協は、この事業の実施に係る経費として、材料費や消耗品費、菓子代及びお茶代等の助成を次のとおり予算の範囲内で行う。但し、他の助成金と重複した事業および市外での活動については対象外とする。

- （1）助成金は、市内在住の参加人員に1人当たり100円を乗じた額を助成する。但し、協力者については市内外の者でも助成対象となる。なお、助成人数は、年間360人を上限とする。
- （2）サロン活動については、継続的な活動を前提とし、概ね月1回以上の活動を行うものとする。なお、相応の理由が認められる場合はその限りではない。
- （3）参加者は、前条（1）～（5）に該当する者を5人もしくは5組以上含み、地域の規模や会場スペースに応じたものとする。
- （4）サロンを新規で設置した場合は、設置日より1年間に限り、事業を定着させるために、サロン月1回の開催に当たり1,000円を加算助成する。

（事業助成の申請及び報告）

第6条 事業助成を希望するものは、事業の実施前にふれあい・いきいきサロン活動

助成申請書（様式第1号）を社協に提出し、助成見込額を前払い請求することができる。

- 2 事業を実施したものは、2週間以内にふれあい・いきいきサロン活動報告書（様式第2号）に助成対象経費の領収証（原本）を添付して社協に提出しなければならない。
- 3 事業を実施するにあたり、開催場所や人数が変更になる場合は事前に社協に報告しなければならない。

（助成の決定）

第7条 社協会長は、申請団体より助成申請書を受理したときは、第5条に定める事業助成に適合するかどうかを審査し、助成金交付の可否を決定する。

- 2 社協会長は、申請団体に仮払交付額を決定した時は、ふれあい・いきいきサロン仮払金交付決定通知書（様式第3号）を申請団体に通知する。
- 3 社協会長は、仮払金の不交付を決定した時は、ふれあい・いきいきサロン仮払金不交付決定通知書（様式第4号）を当該団体に通知する。

（助成金の交付）

第8条 助成金の交付を可としたときは、前払いで年1回交付する。但し、余剰及び、不足が生じた場合は年度末に精算する。

（助成の取り消しと助成金の返還）

第9条 助成を受けた団体が、次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の金額又は、一部を返還しなければならない。

- （1）対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき。
- （2）対象事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- （3）対象とする事業が、1年間にわたり本要綱第5条（2）および（3）に該当しないとき。
- （4）助成金を目的以外に使用したとき。
- （5）年間助成見込額に余剰金が生じたとき。

（その他）

第10条 事業の実施にあたっては、社協と連携を取り合い、事業の円滑な運営や参加者の呼びかけ、拡大、協力者の確保など目的のための努力を行うものとする。

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定めるものとする。

附 則

- この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、公布の日から施行し、平成25年10月1日から施行する。
この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、公布の日から施行し、平成31年5月1日から施行する。
この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から施行する。